

令和 2 年度に実施が困難となった教育実習の代替措置について

1. 現状及び課題

教育実習の扱いについては、4月3日の通知により実施時期を秋以降に変更すること、卒業年次の学生を優先することなどを示し、5月1日の通知により教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学等における授業により行うことを可能とする特例的な扱いなどを示したところである。

しかしながら、教育実習の受入先となる学校の中には、令和2年度は例年のように教育実習生を受け入れることが困難な学校も少なからずある^{*}と見込まれることから、大学等における教育実習の科目の扱いに関する特例措置を定める。

2. 対応策

省令改正及び通知により、新型コロナウイルス感染症の影響のため、大学等が令和2年度に教育実習の科目の授業を実施できない場合には、

- ① 令和2年度に限り、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う実習により行うことができることとする。
- ② それによっても対応が困難な場合は、課程認定を受けた教育実習以外の科目で代替できることとする。

教育実習は、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できる重要な機会であるため、大学等は教育実習の受入状況等を勘案し、可能な限り実施に努めるものとする。

なお、都道府県教育委員会等に対しては、新規採用者の中に①又は②の活用を行った学生がいることを念頭に、学校での勤務前に学習指導員など学校現場を知る機会を設けることを促すこととする。

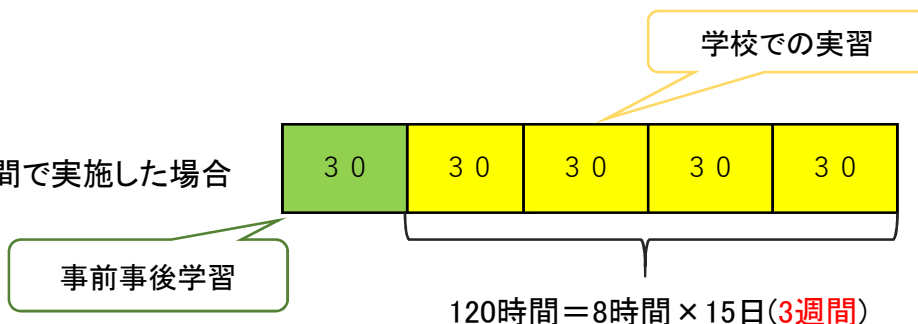
3. 施行日

令和2年8月11日（火）

教育実習期間の弾力化等について ～小学校の教育実習（5単位）の例～

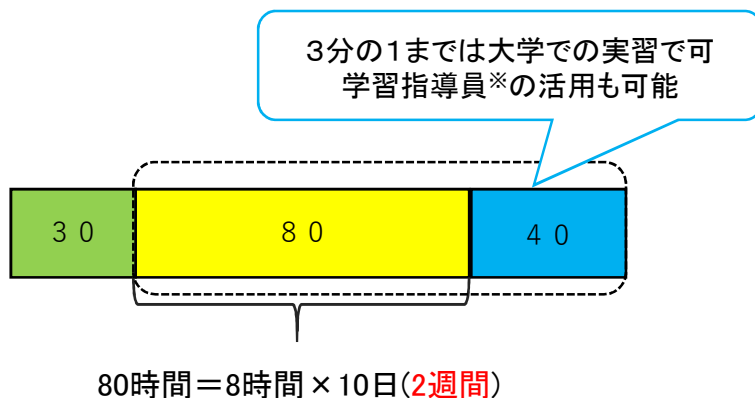
○原則

1単位の授業時間を30時間で実施した場合



○令和2年5月1日(通知)

令和2年度に限り、教育実習の科目の単位の3分の1までを大学での実習で代替可能とする



○令和2年8月11日(省令改正 & 通知)

(通知)

令和2年度に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習で代替可能とする

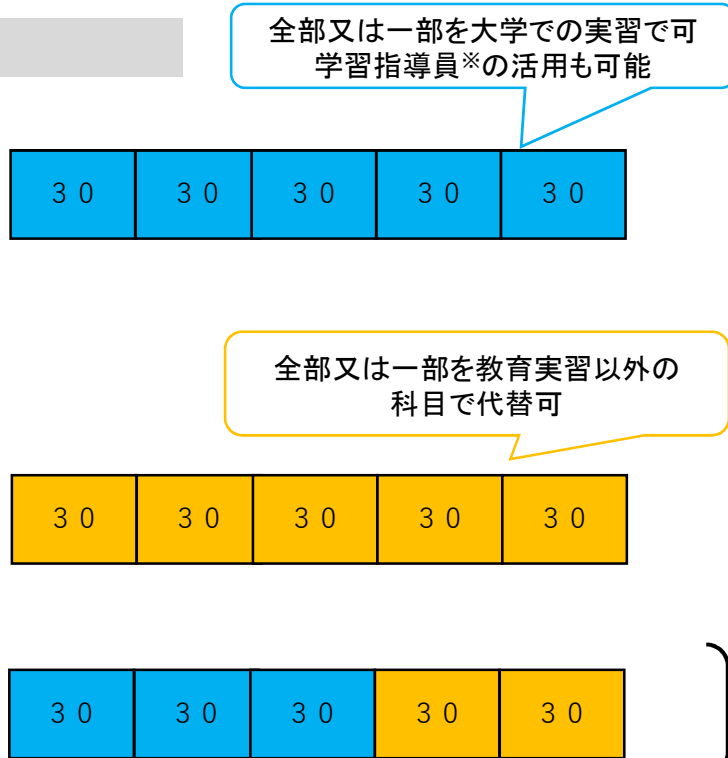
- ・教育実習に相当する教育効果を有すること
- ・学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること

(省令改正)

教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目※で代替可能とする
※各教科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目

(解釈変更及び省令改正)

これらを組み合わせることも可能



※学校・子供応援サポーター人材バンクの登録者のうち学生等(免許取得予定)は4,928人(7月20日時点)

※なお、都道府県教育委員会等に対しては、新規採用者の中に通知や省令改正の扱いを活用した学生がいることを念頭に、学校での勤務前に学習指導員など学校現場を知る機会を設けることを促すこととする。